

# 中津川市上下水道だより

## 水道メーターの隔月検針の開始と、上下水道料金センターの窓口開設時間変更について

### ■水道メーターの検針が「2か月に1回」に変わります

上下水道事業の経営改善の一環として、令和4年4月の検針から水道メーターの検針回数を1か月に1回から2か月に1回に変更します。これに伴い検針時に発行される「使用水量等のお知らせ」も2か月に1回の投函となり、デザインもリニューアルされます。

### ■使用料の請求については今まで通り毎月おこないます

検針した水量を2等分して算定した料金を翌月・翌々月に請求します。また検針時の負担を軽減するため、検針地区を奇数月検針地区、偶数月検針地区に分けて水道メーターの検針をおこないます。

**奇数月検針地区** ・ ・ 中津、かおれ、坂本、落合、阿木、神坂、馬籠、山口

**偶数月検針地区** ・ ・ 苗木、坂下、川上、加子母、付知町、福岡、蛭川

### 変更後（隔月）の検針、請求サイクル

	月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
奇数月 検針地区	検針	○		○		○		○		○	
	請求	2月 使用分	3月 使用分	請求なし	4月 使用分	5月 使用分	6月 使用分	7月 使用分	8月 使用分	9月 使用分	10月 使用分
偶数月 検針地区	検針	○	○		○		○		○		○
	請求	2月 使用分	3月 使用分	4月 使用分	請求なし	5月 使用分	6月 使用分	7月 使用分	8月 使用分	9月 使用分	10月 使用分

R4.4月から  
隔月検針開始

なお、隔月検針への移行調整として、奇数月検針地区では5月、偶数月検針地区では6月の請求及び口座振替はおこないません。

### ・料金計算例

令和4年7月に奇数月エリアで検針し、口径20mmで39m<sup>3</sup>の水道使用量が確認された場合

① 39m<sup>3</sup> = 19m<sup>3</sup> × 2 + 1m<sup>3</sup> (端数の1m<sup>3</sup>は検針翌月の請求使用量②に加えます。)

【基本料金】 + 【1~10m<sup>3</sup>使用料】 + 【11~20m<sup>3</sup>使用料】

② 1,870円 + (10m<sup>3</sup> × 88円 + 10m<sup>3</sup> × 121円) = 3,960円 (税込) 8月請求分

③ 1,870円 + (10m<sup>3</sup> × 88円 + 9m<sup>3</sup> × 121円) = 3,839円 (税込) 9月請求分

